

議案第6号

一般職職員の給与に関する条例及び佐倉市任期付職員の採用等に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

一般職職員の給与に関する条例及び佐倉市任期付職員の採用等に関する条例
の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年11月22日提出

佐倉市長 西田 三十五

佐倉市条例第 号

一般職職員の給与に関する条例及び佐倉市任期付職員の採用等に関する
条例の一部を改正する条例

(一般職職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職職員の給与に関する条例（昭和32年佐倉市条例第32号）の
一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の127.5」を「100分の112.5」
に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の112.5」
に、「100分の72.5」を「100分の62.5」に改める。

第2条 一般職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の112.5」を「100分の120」に改
め、同条第3項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「1
00分の62.5」を「100分の67.5」に改める。

(佐倉市任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 佐倉市任期付職員の採用等に関する条例（平成20年佐倉市条例第6
号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、
「100分の167.5」を「100分の157.5」に改める。

第4条 佐倉市任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「1
00分の157.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、

令和4年4月1日から施行する。

(令和3年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 フルタイム会計年度任用職員に令和3年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の一般職職員の給与に関する条例第20条第2項中「100分の112.5」とあるのを「100分の127.5」と読み替えて計算して得た額とする。

(佐倉市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

- 3 佐倉市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(令和元年佐倉市条例第14号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(令和3年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 令和3年12月に支給する期末手当に関する第6条第2項の規定の適用については、同項中「給与条例第20条第2項に定める割合」とあるのを「100分の127.5」とする。